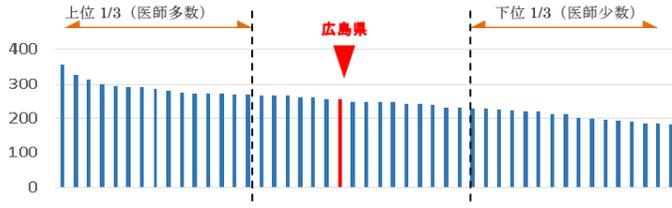


「広島県医師確保計画」の改訂について（骨子案）

区分	三次医療圏（都道府県）	二次医療圏
医師偏在指標 《暫定》	○広島県：254.2（22位・多数でも少数でもない） ※対全国平均▲1.4（全国：255.6） 	○上位 1/3（多数）：4 圏域（広島，呉，広島西，備北） 上位 1/3 未満：3 圏域（広島中央，尾三，福山・府中） 〔 ・ 広島 298.9 ・ 呉 266.7 ・ 広島西 239.1 ・ 備北 219.8 〕 〔 ・ 福山・府中 201.3 ・ 広島中央 200.4 ・ 尾三 198.2 〕
確保すべきとされる目標医師数 (2023年R5)	※現状で、厚労省が示す目標（下位 1/3 を脱する医師数）は満たす状態。 ⇒ 医師偏在指標は、相対比較を前提にしていること及び、二次医療圏内（都市部と中山間地域）の地域間偏在は表面化しないことから、地域の実情を踏まえた推進方針・対策等が必要	
医師の確保に係る現状・課題	① 医師の偏在：都市部と中山間地域の医師の地域偏在は拡大傾向、中山間地域の医療を支える医師の確保・育成が課題 ② 若手医師の確保：県内若手医師は徐々に増加しているものの、将来の県内医師数の減少（高齢医師の退職者増）が懸念、次代を担う医師の更なる確保と定着促進が重要 ③ 勤務環境改善等：増加している女性医師が働きやすい環境の整備、「働き方改革」による制度改正への対応が必要	

医師確保計画による医師偏在対策（案） 2024年度（R6）～2026年度（R8）【第8期前期】

医師確保の方針	【三次医療圏】 ○全国相対評価では本県は平均的な位置にあるが、将来にわたって県内の医療提供体制を維持するため、次代を担う医師の確保・定着促進策を継続 【二次医療圏】 ○県内7圏域間の偏在是正と、医師少数スポット等の医療提供体制を維持するための県育成医師の配置調整等による医師確保対策を継続	◎「医師少数スポット」の設定 ・局所的に医師が少なく“医師の確保を特に図るべき区域”を、中山間地域内の「日常生活圏域」単位で設定。（へき地医療の提供等の地域医療を担い、体制維持が必要な地域）
施策内容 (取組の方向性) 【案】	①医師偏在の是正 ・自治医大、地域枠医師等の育成や中山間地域等への配置、キャリア形成支援（寄附講座設置） ・県内就業希望者に対する相談支援・斡旋による就業促進（地域医療支援センター事業） ・プライマリケア医の育成（県職員採用事業実績なし）⇒事業継続するものの項目からは【削除】 ・総合診療医の育成【追加】 ②次代を担う若手医師等の確保・育成 ・臨床研修医や専攻医等の確保・県内定着への支援（地域医療支援センター事業） ・高度・専門医療を担う人材の育成 ・中山間地域等での医師確保と人材育成支援（備北メディカルネットワーク等）に続く、地域ネットワーク化の推進 ・次代を担う人材育成の取組（医学部生等への情報発信、地域医療マインド醸成の機会提供（セミナー等開催）） ・地域枠制度の運用（国の動向を注視しつつ継続） ③勤務環境改善等 ・女性医師等の就業等支援（勤務環境整備への支援、就業継続・復職等に対する相談支援等） ・医療勤務環境の改善支援（働き方改革への対応等） ・医療に対する住民理解の促進	「へき地医療対策」と一体的に推進
目標・指標	「医療施設従事者数（10万人当たり、過疎地域対10万人当たり、若手医師（20～30歳代）」、「初期臨床研修医のマッチャー数」、「自治医科大卒業医師県内定着率」、「ふるさとドクターネット広島登録者数」、「総合診療専門研修プログラム採用専攻医数」、「短時間正規雇用（支援医師数）」、「医師偏在指標に基づく目標医師数」等を設定し検証	

◎ 医師少数スポット（医師の確保を特に図るべき区域）の設定について【継続】

方針等	○へき地医療対策地域（過疎地域自立促進特別措置法・離島振興法の指定）であり、「日常生活圏域」又は「離島」単位で設定。 ○「無医地区」、「地域医療を担う医療機関（へき地拠点病院、救急告示医療機関、へき地診療所等）」の所在状況などを踏まえて対象地域を抽出。
-----	---

【設定（候補）一覧】（精査中）

圏域	対象地域（所在市町）	抽出数
広島	吉田町、美土里町、高宮町（安芸高田市）／加計（安芸太田町）／芸北、大朝（北広島町）	6
広島西	吉和（廿日市市）	1
呉	安芸灘（呉市）	1
尾三	三原市北部（三原市）／北部、瀬戸田、百島※（尾道市）／世羅町（世羅町）	5
福山・府中	南部2（福山市）／南部、北部（府中市）／神石高原町（神石高原町）	4
備北	北部、中部、東部（三次市）／庄原、西城、口和、高野、総領（庄原市）	8
（日常生活圏域：24、離島※：1）計		25

(県内位置図)

